

株式等振替制度に係る業務処理要領第7.7版 新旧対照表(2026/4/1)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	3	2	削除	(削除)	a 機構への届出 発行者は、振替新株予約権付社債に係る同意書を機構に提出すると同時に、機構が指定した者の中から、発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届ける。	1. (3)a
2	1	3	2	削除	(削除)	※ 発行代理人及び支払代理人は、最大10社まで選任可能とする。 ※ 発行者は、機構に対し、「発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書(ST03-03)」（書式は機構ホームページに掲載）を、Target保振サイトにより提出する。 ※ 発行者は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに、機構に対し、「発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書(変更用)(H03-03)」（書式は機構ホームページに掲載）を、Target保振サイトにより提出する。	1. (3)a 備考
3	1	3	2	削除	(削除)	b 選任結果の通知 機構は、発行者から選任された発行代理人及び支払代理人に対し、Target 保振サイトにより、選任結果を通知する。	1. (3)b
4	1	3	2	削除	(削除)	※ 機構は、他の発行代理人及び支払代理人の選任結果は、通知しない。	1. (3)b 備考
5	1	3	3	削除	(削除)	c 発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に届け出た発行代理人及び支払代理人の中から、発行する銘柄について利用する発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、発行代理人による銘柄情報通知により行う。	1. (3)c
6	1	3	3	削除	(削除)	※ 各銘柄の発行代理人及び支払代理人は、1社とする。	1. (3)c 備考
7	1	3	2	追加	発行者は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行する銘柄について利用する発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届ける。	-	1. (3)
8	1	3	2	追加	※ 左記の届出は、発行代理人及び支払代理人が記載された発行要項をTarget保振サイトに提出する方法により行う。	-	1. (3) 備考
9	1	6	14	変更	⑤ 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来することとなったとき 株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日	⑤ 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来することとなったとき 株主確定日の前営業日	3. (1)a(a)ウ⑤
10	1	6	14	変更	※ 株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに口座管理機関から「加入者情報データ(新規登録)」が通知されない場合、機構における通常の名寄せに係る手続が未了の段階で、総株主通知が行われる可能性がある。	※ 株主確定日の前営業日までに口座管理機関から「加入者情報データ(新規登録)」が通知されない場合、機構における通常の名寄せに係る手続が未了の段階で、総株主通知が行われる可能性がある。	3. (1)a(a)ウ⑤備考
11	1	6	33	変更	⑤ 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来することとなったとき 株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日	⑤ 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来することとなったとき 株主確定日の前営業日	3. (2)a(a)イ⑤

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	2	14	変更	対象となる銘柄の基準日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後1週間の期間内に、重複して同様の取扱い(標準日程を前提として新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する取扱い)となる銘柄の基準日がないこと	対象となる銘柄の基準日の前後1週間の期間内に、重複して同様の取扱い(標準日程を前提として新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する取扱い)となる銘柄の基準日がないこと	1.(4)i(b)②
2	2	2	97	変更	※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに(取得に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知しなければならない。	※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに(取得に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知しなければならない。	4.(1)a備考
3	2	2	137	変更	機構は、非振替新株予約権の無償割当ての基準日(当該基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日に総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	11.(3)
4	2	2	137	変更	非振替新株予約権の無償割当ての基準日(当該基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	11.(3)b(a)
5	2	2	137	変更	非振替新株予約権の無償割当ての基準日(当該基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※非振替新株予約権の無償割当ての基準日(当該基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から非振替新株予約権の無償割当ての基準日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日から非振替新株予約権の無償割当ての基準日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	11.(3)b(b)
6	2	4	1	変更	※ 機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日(当該基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日までの間に買取請求を受けたときはエラーとする。	※ 機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から(株主確定日が休日の場合は4営業日前の日から)株主確定日までの間に買取請求を受けたときはエラーとする。	1.(1)a備考
8	2	4	1	変更	※ 機構及び口座管理機関は、株式併合等に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日までに請求があり、かつその買取日が株式併合等の効力発生日等の以後となる場合(買取価格の決定日が株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日以後となる場合)において、買取請求者から撤回の申出があったものとみなすことについて、当該買取請求を行った加入者が同意しているもの限り、買取請求を取り次ぐ。	※ 機構及び口座管理機関は、株式併合等に係る株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日までに請求があり、かつその買取日が株式併合等の効力発生日等の以後となる場合(買取価格の決定日が株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日以後となる場合)において、買取請求者から撤回の申出があったものとみなすことについて、当該買取請求を行った加入者が同意しているもの限り、買取請求を取り次ぐ。	1.(1)a備考
9	2	4	6	変更	発行者は、株式分割、株式併合、合併等の株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日までに買取価格が決定しない銘柄がある場合には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに当該銘柄についての買取請求を(2)a(a)の「単元未満株式買取日データ」において買取を行わないことを機構に対してファイル伝送で通知することにより買取請求データの取消しを行う。	発行者は、株式分割、株式併合、合併等の株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日までに買取価格が決定しない銘柄がある場合には、株主確定日の前営業日までに当該銘柄についての買取請求を(2)a(a)の「単元未満株式買取日データ」において買取を行わないことを機構に対してファイル伝送で通知することにより買取請求データの取消しを行う。	1.(3)a
10	2	4	6	変更	※ 機構は、左記の場合で、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに発行者から買取請求データの取消しがされない場合には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日に自動的に買取請求データの取消しの処理をする。	※ 機構は、左記の場合で、株主確定日の前営業日までに発行者から買取請求データの取消しがされない場合には、株主確定日の前営業日に自動的に買取請求データの取消しの処理をする。	1.(3)a備考
11	2	4	7	変更	※ 機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して10営業日前の日から株主確定日までの間に売渡請求を受けたときはエラーとする。	※ 機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して10営業日前の日から(株主確定日が休日の場合は11営業日前の日から)株主確定日までの間に売渡請求を受けたときはエラーとする。	2.(1)a備考
12	2	4	8	変更	※ 口座管理機関及び機構は、株式併合等に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して4営業日前の日までに請求があり、かつその売渡日が株式併合等の効力発生日以後となる場合(売渡価格の決定日が株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して4営業日前の日以後となる場合)等において、売渡請求者が発行者の承諾があるときに撤回することについて当該売渡請求を行った加入者が同意しているもの限り、売渡請求を取り次ぐ。	※ 口座管理機関及び機構は、株式併合等に係る株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日までに請求があり、かつその売渡日が株式併合等の効力発生日以後となる場合(売渡価格の決定日が株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日以後となる場合)等において、売渡請求者が発行者の承諾があるときに撤回することについて当該売渡請求を行った加入者が同意しているもの限り、売渡請求を取り次ぐ。	2.(1)a備考
13	2	4	12	変更	発行者は、株式分割、株式併合、合併等の株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して4営業日前の日までに売渡価格が決定しない銘柄がある場合には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して4営業日前の日から株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までの日に、当該銘柄についての売渡請求を(2)a(a)の「単元未満株式売渡代金入金依頼データ」において、権利行使等取次不能区分を「未執行」として機構に通知することにより売渡請求データの取消しを行う。	発行者は、株式分割、株式併合、合併等の株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日までに売渡価格が決定しない銘柄がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日から株主確定日の前営業日までの日に、当該銘柄についての売渡請求を(2)a(a)の「単元未満株式売渡代金入金依頼データ」において、権利行使等取次不能区分を「未執行」として機構に通知することにより売渡請求データの取消しを行う。	2.(4)a

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
14	2	4	12	変更	※ 機構は、左記の場合で、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに発行者から売渡請求の取消しがされない場合は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日に自動的に売渡請求データの取消しの処理をする。	※ 機構は、左記の場合で、株主確定日の前営業日までに発行者から売渡請求の取消しがされない場合は、株主確定日の前営業日に自動的に売渡請求データの取消しの処理をする。	2. (4)a備考
15	2	5	5	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	2. (3)b(a)
16	2	5	5	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	2. (3)b(b)
17	2	6	1	変更	発行者は、株式併合に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式併合日の効力発生日(以下、併合日という。))の2週間前の日又は株式併合に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	発行者は、株式併合に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式併合日の効力発生日(以下、併合日という。))の2週間前の日又は株式併合に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	1. (1)
18	2	6	2	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	1. (3)
19	2	6	2	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	1. (3)b(a)
20	2	6	2	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	1. (3)b(b)
21	2	6	8	変更	発行者は、株式分割に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式分割日の効力発生日(以下、分割日という。))の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	発行者は、株式分割に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式分割日の効力発生日(以下、分割日という。))の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	2. (1)
22	2	6	9	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	2. (3)
23	2	6	9	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	2. (3)b(a)
24	2	6	9	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	2. (3)b(b)
25	2	7	2	変更	吸収合併消滅会社は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	吸収合併消滅会社は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	第1 1. (1)a
26	2	7	5	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸収合併消滅会社(及び吸収合併存続会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸収合併消滅会社(及び吸収合併存続会社)に通知する。	第1 1. (4)
27	2	7	5	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第1 1. (4)b(a)
28	2	7	5	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(吸収合併期日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(吸収合併期日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	第1 1. (4)b(b)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
29	2	7	10	変更	吸収合併消滅会社は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	吸収合併消滅会社は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	第1 2. (1)a備考
30	2	7	13	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸収合併消滅会社(及び吸収合併存続会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸収合併消滅会社(及び吸収合併存続会社)に通知する。	第1 2. (4)
31	2	7	14	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第1 2. (4)b(a)
32	2	7	14	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(吸収合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(吸収合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	第1 2. (4)b(b)
33	2	7	17	変更	・株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・吸収合併期日及び吸収合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第1 2.(7)備考
34	2	7	17	変更	・株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる	・吸収合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる	第1 2.(7)備考
35	2	7	19	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(吸収合併期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(吸収合併期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、吸収合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第1 2. (9)
36	2	7	19	変更	機構は、株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して2営業日目の日に、吸収合併期日の前営業日における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、吸収合併期日の翌営業日に、吸収合併期日の前営業日における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第1 2. (10)a
37	2	7	20	変更	機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、吸収合併期日の前営業日にその口座に吸収合併消滅会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通ずる。	機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、吸収合併期日から起算して3営業日目の日に、吸収合併期日の前営業日にその口座に吸収合併消滅会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通ずる。	第1 2. (11)
38	2	7	21	変更	機構は、吸収合併に係る株主確定日(吸収合併期日の前日)における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、吸収合併消滅会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、吸収合併に係る株主確定日(吸収合併期日の前日)における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、吸収合併消滅会社に対し、吸収合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第1 2. (12)
39	2	7	21	変更	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第1 2. (13)a(a)
40	2	7	21	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第1 2. (13)a(b)
41	2	7	21	変更	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第1 2. (13)b(a)
42	2	7	21	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株主確定日(吸収合併期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第1 2. (13)b(b)
43	2	7	23	変更	新設合併消滅会社は、新設合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(新設合併期日の2週間前の日又は新設合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	新設合併消滅会社は、新設合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(新設合併期日の2週間前の日又は新設合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	第2 1. (1)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
44	2	7	26	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設合併消滅会社(及び新設合併設立会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設合併消滅会社(及び新設合併設立会社)に通知する。	第2 1. (4)
45	2	7	26	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第2 1. (4)b(a)
46	2	7	26	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(新設合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(新設合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第2 1. (4)b(b)
47	2	7	27	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(新設合併期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(新設合併期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、新設合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第2 1. (7)
48	2	7	27	変更	機構は、新設合併に係る株主確定日(新設合併期日の前日)における新設合併消滅会社銘柄の株主について、新設合併消滅会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、新設合併に係る株主確定日(新設合併期日の前日)における新設合併消滅会社銘柄の株主について、新設合併消滅会社に対し、新設合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第2 1. (8)
49	2	7	29	変更	新設合併消滅会社は、新設合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(新設合併期日の2週間前の日又は新設合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	新設合併消滅会社は、新設合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(新設合併期日の2週間前の日又は新設合併に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第2 2. (1)
50	2	7	31	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設合併消滅会社(及び新設合併設立会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設合併消滅会社(及び新設合併設立会社)に通知する。	第2 2. (4)
51	2	7	31	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第2 2. (4)b(a)
52	2	7	31	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(新設合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(新設合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第2 2. (4)b(b)
53	2	7	33	変更	・株主確定日(新設合併期日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・新設合併期日及び新設合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第2 2. (6)備考
54	2	7	33	変更	・株主確定日(新設合併期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了のため、原則として訂正不可となる。	・新設合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了のため、原則として訂正不可となる。	第2 2. (6)備考
55	2	7	35	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(新設合併期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(新設合併期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、新設合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第2 2. (8)
56	2	7	35	変更	機構は、株主確定日(新設合併期日の前日)の翌営業日から起算して2営業日目の日に、新設合併期日の前営業日における新設合併消滅会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、新設合併期日の翌営業日に、新設合併期日の前営業日における新設合併消滅会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第2 2. (9)a
57	2	7	36	変更	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株主確定日(新設合併期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、新設合併期日の前営業日にその口座に新設合併消滅会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、新設合併期日から起算して3営業日目の日に、新設合併期日の前営業日にその口座に新設合併消滅会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	第2 2. (10)
58	2	7	36	変更	取扱時間 株主確定日(新設合併期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	取扱時間 新設合併期日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第2 2. (10)b
59	2	7	36	変更	機構は、新設合併に係る株主確定日(新設合併期日の前日)における新設合併消滅会社銘柄の株主について、新設合併消滅会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、新設合併に係る株主確定日(新設合併期日の前日)における新設合併消滅会社銘柄の株主について、新設合併消滅会社に対し、新設合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第2 2. (11)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
60	2	7	37	変更	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、 <u>株主確定日(新設合併期日の前日)</u> の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、 <u>新設合併期日</u> から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第2 2.(12)a(a)
61	2	7	37	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、 <u>株主確定日(新設合併期日の前日)</u> の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、 <u>新設合併期日</u> から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第2 2.(12)a(b)
62	2	7	37	変更	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、 <u>株主確定日(新設合併期日の前日)</u> の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、 <u>新設合併期日</u> から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第2 2.(12)b(a)
63	2	7	37	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、 <u>株主確定日(新設合併期日の前日)</u> の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、 <u>新設合併期日</u> から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第2 2.(12)b(b)
64	2	7	39	変更	吸収分割承継会社は、吸収分割に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(吸収分割期日の2週間前の日又は吸収分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで)にTarget保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	吸収分割承継会社は、吸収分割に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(吸収分割期日の2週間前の日又は吸収分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで)にTarget保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第3(1)
65	2	7	42	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日案内を機構加入者及び吸収分割会社(及び吸収分割承継会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日案内を機構加入者及び吸収分割会社(及び吸収分割承継会社)に通知する。	第3(4)
66	2	7	43	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第3(4)b(a)
67	2	7	43	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第3(4)b(b)
68	2	7	43	変更	人的分割が行われる場合には、(5)の吸収分割会社の口座への吸収分割承継会社銘柄の新規記録又は振替の手續に加えて、吸収分割期日の午前9時において、①吸収分割会社の株主の口座における増加の記録、②吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、 <u>株主確定日(吸収分割期日の前日)</u> の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③吸収分割会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。	人的分割が行われる場合には、(5)の吸収分割会社の口座への吸収分割承継会社銘柄の新規記録又は振替の手續に加えて、吸収分割期日の午前9時において、①吸収分割会社の株主の口座における増加の記録、②吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、 <u>吸収分割期日</u> から起算して4営業日目の日の午前9時に、③吸収分割会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。	第3(7)
69	2	7	48	変更	・ <u>株主確定日(吸収分割期日の前日)</u> の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・ <u>吸収分割期日</u> 及び <u>吸収分割期日の翌営業日</u> に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第3(7)備考
70	2	7	48	変更	・ <u>株主確定日(吸収分割期日の前日)</u> の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	・ <u>吸収分割期日の翌々営業日</u> 以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	第3(7)備考
71	2	7	51	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主日案内に従い、株主確定日(吸収分割期日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、 <u>株主確定日</u> の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主日案内に従い、株主確定日(吸収分割期日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、 <u>吸収分割期日</u> 及び <u>その翌営業日</u> において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第3(7)c
72	2	7	51	変更	機構は、 <u>株主確定日(吸収分割期日の前日)</u> の翌営業日から起算して2営業日目の日に、吸収分割期日の前営業日における吸収分割会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、 <u>吸収分割期日の翌営業日</u> に、吸収分割期日の前営業日における吸収分割会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第3(7)d(a)
73	2	7	51	変更	機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、 <u>株主確定日(吸収分割期日の前日)</u> の翌営業日から起算して3営業日目の日に、吸収分割期日の前営業日にその口座に吸収分割会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、 <u>吸収分割期日</u> から起算して3営業日目の日に、吸収分割期日の前営業日にその口座に吸収分割会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	第3(7)d(c)
74	2	7	52	変更	取扱時間 <u>株主確定日(吸収分割期日の前日)</u> の翌営業日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	取扱時間 <u>吸収分割期日</u> から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第3(7)d(c)イ
75	2	7	52	変更	機構は、吸収分割に係る株主確定日(吸収分割期日の前日)における吸収分割会社銘柄の株主について、吸収分割会社に対し、 <u>株主確定日</u> の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、吸収分割に係る株主確定日(吸収分割期日の前日)における吸収分割会社銘柄の株主について、吸収分割会社に対し、 <u>吸収分割期日</u> から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第3(7)e

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
76	2	7	52	変更	機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株主確定日(吸収分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第3 (7)f(a)
77	2	7	53	変更	機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株主確定日(吸収分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第3 (7)f(b)
78	2	7	53	変更	機構は、振替元口座の加入者である吸収分割会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、株主確定日(吸収分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき吸収分割会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき吸収分割継会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	機構は、振替元口座の加入者である吸収分割会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき吸収分割会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき吸収分割継会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	第3 (7)g(a)
79	2	7	53	変更	機構及び口座管理機関(吸収分割会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。)は、株主確定日(吸収分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)において、吸収分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少の記録をする。	機構及び口座管理機関(吸収分割会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。)は、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)において、吸収分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少の記録をする。	第3 (7)g(c)
80	2	7	55	変更	新設分割会社は、新設分割(新設分割会社に新設分割設立会社株式を新規記録により交付するものに限る。)に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(新設分割期日の2週間前)の日又は新設分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで(に)Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	新設分割会社は、新設分割(新設分割会社に新設分割設立会社株式を新規記録により交付するものに限る。)に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(新設分割期日の2週間前)の日又は新設分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで(に)Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第4(1)
81	2	7	58	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設分割会社(及び新設分割設立会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設分割会社(及び新設分割設立会社)に通知する。	第4 (3)
82	2	7	58	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第4 (3)b(a)
83	2	7	58	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	第4 (3)b(b)
84	2	7	59	変更	人的分割が行われる場合には、(4)の新設分割会社の口座への新設分割設立会社銘柄の新規記録の手続に加えて、新設分割期日の午後3時30分において、①新設分割会社の株主の口座における増加の記録、②新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③新設分割会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。	人的分割が行われる場合には、(4)の新設分割会社の口座への新設分割設立会社銘柄の新規記録の手続に加えて、新設分割期日の午後3時30分において、①新設分割会社の株主の口座における増加の記録、②新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、新設分割期日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③新設分割会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。	第4 (6)
85	2	7	63	変更	・株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・新設分割期日及び新設分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第4 (6)備考
86	2	7	63	変更	・株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	・新設分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	第4 (6)備考
87	2	7	65	変更	機構は、振替元口座である新設分割会社の口座の上位機関である直接口座管理機関に対し、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して2営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少の記録をすべき新設分割会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	機構は、振替元口座である新設分割会社の口座の上位機関である直接口座管理機関に対し、新設分割期日の翌営業日の午前3時から午後8時に、減少の記録をすべき新設分割会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	第4 (6)b(b)
88	2	7	66	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日(新設分割期日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日(新設分割期日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、新設分割期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第4 (6)c
89	2	7	66	変更	機構は、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して2営業日目の日に、新設分割期日の前営業日における新設分割会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、新設分割期日の翌営業日に、新設分割期日の前営業日における新設分割会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第4 (6)d(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
90	2	7	66	変更	機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、新設分割期日の前営業日にその口座に新設分割会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、新設分割期日から起算して3営業日目の日に、新設分割期日の前営業日にその口座に新設分割会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	第4 (6)d(c)
91	2	7	67	変更	取扱時間 株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	取扱時間 新設分割期日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第4 (6)d(c)イ
92	2	7	67	変更	機構は、新設分割に係る株主確定日(新設分割期日の前日)における新設分割会社銘柄の株主について、新設分割会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、新設分割に係る株主確定日(新設分割期日の前日)における新設分割会社銘柄の株主について、新設分割会社に対し、新設分割期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第4 (6)e
93	2	7	67	変更	機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録する。	機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、新設分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録する。	第4 (6)f(a)
94	2	7	67	変更	機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、新設分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第4 (6)f(b)
95	2	7	68	変更	機構は、振替元口座の加入者である新設分割会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき新設分割会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	機構は、振替元口座の加入者である新設分割会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、新設分割期日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき新設分割会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	第4 (6)g(a)
96	2	7	68	変更	機構及び口座管理機関(新設分割会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。)は、株主確定日(新設分割期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)において、新設分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少を記録する。	機構及び口座管理機関(新設分割会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。)は、新設分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)において、新設分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少を記録する。	第4 (6)g(c)
97	2	7	70	変更	株式分配実施会社は、株式分配に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式分配効力発生日の2週間前の日又は株式分配に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	株式分配実施会社は、株式分配に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式分配効力発生日の2週間前の日又は株式分配に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第5(1)
98	2	7	72	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日目の日に、総株主通知日日程案内を機構加入者及び株式分配実施会社(及び株式分配対象子会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日目の日に、総株主通知日日程案内を機構加入者及び株式分配実施会社(及び株式分配対象子会社)に通知する。	第5 (3)
99	2	7	72	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日目の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日目の日の午前3時から午後8時	第5 (3)b(a)
100	2	7	72	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日目の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日目の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日目の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日目の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第5 (3)b(b)
101	2	7	73	変更	株式分配に際して、(4)の株式分配実施会社の口座への株式分配対象子会社銘柄の新規記録の手續に加えて、株式分配効力発生日の午前9時において、①株式分配実施会社の株主の口座における増加の記録、②株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③株式分配実施会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。	株式分配に際して、(4)の株式分配実施会社の口座への株式分配対象子会社銘柄の新規記録の手續に加えて、株式分配効力発生日の午前9時において、①株式分配実施会社の株主の口座における増加の記録、②株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)から起算して4営業日目の日の午前9時に、③株式分配実施会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。	第5 (6)
102	2	7	78	変更	・株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・株式分配効力発生日及び株式分配効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第5 (6)備考
103	2	7	78	変更	・株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して2営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	・株式分配効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	第5 (6)備考
104	2	7	80	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数のに係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数のに係る情報を、株式分配効力発生日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第5 (6)c

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
105	2	7	80	変更	機構は、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌々営業日に、株式分配効力発生日の前営業日における株式分配実施会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、株式分配効力発生日の翌営業日に、株式分配効力発生日の前営業日における株式分配実施会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第5 (6)d(a)
106	2	7	81	変更	機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、株式分配効力発生日の前営業日にその口座に株式分配実施会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株式分配効力発生日から起算して3営業日目の日に、株式分配効力発生日の前営業日にその口座に株式分配実施会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	第5 (6)d(c)
107	2	7	81	変更	取扱時間 株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	取扱時間 株式分配効力発生日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第5 (6)d(c)イ
108	2	7	82	変更	機構は、株式分配に係る株主確定日(株式分配効力発生日の前日)における株式分配実施銘柄の株主について、株式分配実施会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、株式分配に係る株主確定日(株式分配効力発生日の前日)における株式分配実施銘柄の株主について、株式分配実施会社に対し、株式分配効力発生日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第5 (6)e
109	2	7	82	変更	機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録する。	機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録する。	第5 (6)f(a)
110	2	7	82	変更	機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第5 (6)f(b)
111	2	7	82	変更	機構は、振替元口座の加入者である株式分配実施会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき株式分配実施会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	機構は、振替元口座の加入者である株式分配実施会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき株式分配実施会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。	第5 (6)g(a)
112	2	7	83	変更	機構及び口座管理機関(株式分配実施会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。)は、株主確定日(株式分配効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)において、株式分配実施会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少を記録する。	機構及び口座管理機関(株式分配実施会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。)は、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)において、株式分配実施会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少を記録する。	第5 (6)g(c)
113	2	7	85	変更	株式交換完全子会社は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式交換期日の2週間前の日又は株式交換に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	株式交換完全子会社は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式交換期日の2週間前の日又は株式交換に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第6(1)
114	2	7	88	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式交換完全子会社(及び株式交換完全親会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式交換完全子会社(及び株式交換完全親会社)に通知する。	第6 1. (4)
115	2	7	88	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第6 1. (4)b(a)
116	2	7	88	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式交換期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式交換期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	第6 1. (4)b(b)
117	2	7	92	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式交換期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式交換期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式交換期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第6 1. (7)
118	2	7	92	変更	機構は、株式交換に係る株主確定日(株式交換期日の前日)における株式交換完全子会社銘柄の株主について、株式交換完全子会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、株式交換に係る株主確定日(株式交換期日の前日)における株式交換完全子会社銘柄の株主について、株式交換完全子会社に対し、株式交換期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第6 1. (8)
119	2	7	93	変更	株式交換完全子会社は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式交換期日の2週間前の日又は株式交換に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	株式交換完全子会社は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式交換期日の2週間前の日又は株式交換に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第6 2. (1)a

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
120	2	7	96	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式交換完全子会社(及び株式交換完全親会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式交換完全子会社(及び株式交換完全親会社)に通知する。	第6 2. (4)
121	2	7	97	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第6 2(4)b(a)
122	2	7	97	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式交換期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式交換期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第6 2(4)b(b)
123	2	7	100	変更	・株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して所定の書面を提出する。	・株式交換期日及び株式交換期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して所定の書面を提出する。	第6 2. (7)備考
124	2	7	100	変更	・株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	・株式交換期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	第6 2. (7)備考
125	2	7	102	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式交換期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式交換期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式交換期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第6 2. (9)
126	2	7	102	変更	機構は、株主確定日(株式交換期日の前日)の翌々営業日に、株式交換期日の前営業日における株式交換完全子会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、株式交換期日の翌営業日に、株式交換期日の前営業日における株式交換完全子会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第6 2. (10)a
127	2	7	103	変更	機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、株式交換期日の前営業日にその口座に株式交換完全子会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株式交換期日から起算して3営業日目の日に、株式交換期日の前営業日にその口座に株式交換完全子会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	第6 2. (11)
128	2	7	103	変更	取扱時間 株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	取扱時間 株式交換期日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第6 2. (11)b
129	2	7	104	変更	機構は、株式交換に係る株主確定日(株式交換期日の前日)における株式交換完全子会社銘柄の株主について、株式交換完全子会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	機構は、株式交換に係る株主確定日(株式交換期日の前日)における株式交換完全子会社銘柄の株主について、株式交換完全子会社に対し、株式交換期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。	第6 2. (12)
130	2	7	104	変更	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第6 2(13)a(a)
131	2	7	104	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第6 2(13)a(b)
132	2	7	104	変更	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第6 2(13)b(a)
133	2	7	105	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株主確定日(株式交換期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第6 2(13)b(b)
134	2	7	106	変更	株式移転完全子会社は、株式移転に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式移転期日の2週間前の日又は株式移転に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	株式移転完全子会社は、株式移転に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式移転期日の2週間前の日又は株式移転に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	第7 1. (1)
135	2	7	108	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式移転完全子会社(及び株式移転設立完全親会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式移転完全子会社(及び株式移転設立完全親会社)に通知する。	第7 1. (4)
136	2	7	108	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第7 1. (4)b(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
137	2	7	108	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式移転期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式移転期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第7 1. (4)b(b)
138	2	7	109	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式移転期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式移転期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式移転期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第7 1. (7)
139	2	7	109	変更	機構は、株式移転に係る株主確定日(株式移転期日の前日)における株式移転完全子会社銘柄の株主について、株式移転完全子会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日後の日に総株主通知を行う。	機構は、株式移転に係る株主確定日(株式移転期日の前日)における株式移転完全子会社銘柄の株主について、株式移転完全子会社に対し、株式移転期日から起算して3営業日後の日に総株主通知を行う。	第7 1. (8)
140	2	7	111	変更	株式移転完全子会社は、株式移転に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式移転期日の2週間前の日又は株式移転に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	株式移転完全子会社は、株式移転に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに(株式移転期日の2週間前の日又は株式移転に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	第7 2. (1)
141	2	7	113	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式移転完全子会社(及び株式移転設立完全親会社)に通知する。	機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式移転完全子会社(及び株式移転設立完全親会社)に通知する。	第7 2. (4)
142	2	7	113	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第7 2. (4)b(a)
143	2	7	113	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式移転期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式移転期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	第7 2. (4)b(b)
144	2	7	115	変更	株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	株式移転期日及び株式移転期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第7 2. (6)備考
145	2	7	115	変更	株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して3営業目の日以降は割当計算終了後のため、訂正できない。	株式移転期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正できない。	第7 2. (6)備考
146	2	7	116	変更	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式移転期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日(株式移転期日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式移転期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。	第7 2. (9)
147	2	7	117	変更	機構は、株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して2営業目の日に、株式移転期日の前営業日における株式移転完全子会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、株式移転期日の翌営業日に、株式移転期日の前営業日における株式移転完全子会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	第7 2. (10)a
148	2	7	117	変更	機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して3営業目の日に、株式移転期日の前営業日にその口座に株式移転完全子会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の等事項を通知する	機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株式移転期日から起算して3営業目の日に、株式移転期日の前営業日にその口座に株式移転完全子会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の等事項を通知する	第7 2. (11)
149	2	7	117	変更	取扱時間 株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して3営業目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	取扱時間 株式移転期日から起算して3営業目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第7 2. (11)b
150	2	7	118	変更	機構は、株式移転に係る株主確定日(株式移転期日の前日)における株式移転完全子会社銘柄の株主について、株式移転完全子会社に対し、株主確定日の翌営業日から起算して3営業目の日に総株主通知を行う。	機構は、株式移転に係る株主確定日(株式移転期日の前日)における株式移転完全子会社銘柄の株主について、株式移転完全子会社に対し、株式移転期日から起算して3営業目の日に総株主通知を行う。	第7 2. (12)
151	2	7	118	変更	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して4営業目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株式移転期日から起算して4営業目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第7 2. (13)a(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
152	2	7	118	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第7 2. (13)a(b)
153	2	7	119	変更	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。	第7 2. (13)b(a)
154	2	7	119	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株主確定日(株式移転期日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	第7 2. (13)b(b)
155	2	9	2	変更	※ 発行者は、原則として、既に設定されている株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後7営業日の期間に属する日を新たな総株主通知に係る株主確定日とすることはできない。	※ 発行者は、原則として、既に設定されている株主確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな総株主通知に係る株主確定日とすることはできない。	1. (1)備考
156	2	9	4	変更	株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日	株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日	1. (3)b
157	2	9	4	削除	(削除)	※ 株主確定日が休業日である場合は、当該休業日の前営業日が株主確定日である場合と同じ通知期限とする。	1. (3)b備考
158	2	9	4	変更	※ 発行者は、原則として既に設定した株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後7営業日の期間に属する日を新たな株主確定日として総株主通知請求をすることはできない。	※ 発行者は、原則として既に設定した株主確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな株主確定日として総株主通知請求をすることはできない。	1. (3)e①備考
159	2	9	5	変更	機構は、総株主通知事由が生ずることとなったとき又は総株主通知請求を受理したときは、当該総株主通知事由又は総株主通知請求に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、機構加入者及び発行者に対して、総株主通知に係る処理日程等に関する事項(以下「総株主通知日程案内」という。)を、次のaからcまでに掲げるところにより通知する。 また、総株主通知事由が取扱廃止、取得条項付株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は会社分割のいずれかに係る場合であって、振替株式の交付を伴わないもの等であるときには、機構は、「総株主通知日程案内」を、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う(以下「取扱廃止事前通知」という。) 「総株主通知日程案内」又は「取扱廃止事前通知」(以下「総株主通知日程案内等」という。)を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総株主通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。)	機構は、総株主通知事由が生ずることとなったとき又は総株主通知請求を受理したときは、当該総株主通知事由又は総株主通知請求に係る株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、機構加入者及び発行者に対して、総株主通知に係る処理日程等に関する事項(以下「総株主通知日程案内」という。)を、次のaからcまでに掲げるところにより通知する。 また、総株主通知事由が取扱廃止、取得条項付株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は会社分割のいずれかに係る場合であって、振替株式の交付を伴わないもの等であるときには、機構は、「総株主通知日程案内」を、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、株主確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う(以下「取扱廃止事前通知」という。) 「総株主通知日程案内」又は「取扱廃止事前通知」(以下「総株主通知日程案内等」という。)を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総株主通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。)	2. (1)
160	2	9	7	削除	(削除)	※ 「株主確定日」は暦日ベースで通知されるが、当該日が休業日である場合には、その前営業日を株主確定日として取り扱う。以下同じ。	2. (1)b備考
161	2	9	8	変更	「総株主通知日程案内」の通知後(株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前を過ぎた日)又は「取扱廃止事前通知」の通知後(株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して11営業日前を過ぎた日)に、総株主通知対象銘柄の追加が発生した場合 追加である旨	「総株主通知日程案内」の通知後(株主確定日の前営業日から起算して5営業日前を過ぎた日)又は「取扱廃止事前通知」の通知後(株主確定日の前営業日から起算して11営業日前を過ぎた日)に、総株主通知対象銘柄の追加が発生した場合 追加である旨	2. (1)c②

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
162	2	9	8	変更	<p>機構は、「総株主通知日案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、直接口座管理機関(申出省略機構加入者及び信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。)に対して、次の(a)及び(b)に掲げるところにより「登録済加入者データ」を通知する。</p> <p>機構は、「登録済加入者データ」により、直近の総株主通知(他の銘柄に係るものを含む。)に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して6営業日前の日までの間(以下「通知対象期間」という。))に、直接口座管理機関から「加入者情報データ(新規登録)」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを当該直接口座管理機関に対して通知する。</p> <p>機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。))。</p>	<p>機構は、「総株主通知日案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、直接口座管理機関(申出省略機構加入者及び信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。)に対して、次の(a)及び(b)に掲げるところにより「登録済加入者データ」を通知する。</p> <p>機構は、「登録済加入者データ」により、直近の総株主通知(他の銘柄に係るものを含む。)に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の株主確定日から起算して6営業日前の日までの間(以下「通知対象期間」という。))に、直接口座管理機関から「加入者情報データ(新規登録)」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを当該直接口座管理機関に対して通知する。</p> <p>機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。))。</p>	2.(2)a
163	2	9	8	変更	<p>※ 通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して6営業日前の日)までに「加入者情報データ(削除)」に基づき削除の旨の登録を行っていても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。</p>	<p>※ 通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の株主確定日から起算して6営業日前の日)までに「加入者情報データ(削除)」に基づき削除の旨の登録を行っていても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。</p>	2.(2)a備考
164	2	9	9	変更	<p>機構に対する加入者情報の通知漏れは、総株主通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。</p> <p>口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、株主確定日において通知株主等となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報(変更も含む。)がある場合には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに「加入者情報データ(新規登録)」又は「加入者情報データ(変更)」等を通知しなければならない。</p> <p>なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、株主確定日に総株主通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を報告する。</p>	<p>機構に対する加入者情報の通知漏れは、総株主通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。</p> <p>口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、株主確定日において通知株主等となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報(変更も含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日までに「加入者情報データ(新規登録)」又は「加入者情報データ(変更)」等を通知しなければならない。</p> <p>なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、株主確定日に総株主通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を報告する。</p>	2.(2)b
165	2	9	38	変更	<p>株主名簿管理人の変更日(当該変更日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して2営業日前の日(当該日は「株主等照会コード照会データ提出書」等の提出日の180日前までの日を指定することが可能である。)</p>	<p>株主名簿管理人の変更日から起算して2営業日前の日(当該日は「株主等照会コード照会データ提出書」等の提出日の180日前までの日を指定することが可能である。)</p>	4.(3)⑥
166	2	9	40	変更	<p>※1 総株主通知請求は株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)とする日の前営業日を起算日として7営業日前までに行わなければならない。</p>	<p>※1 総株主通知請求は株主確定日とする日の前営業日を起算日として7営業日前までに行わなければならない。</p>	【総株主通知のイメージ図(標準日程)】備考

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	3	2	2	変更	※ 元利払日程通知の配信の都合上、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)と払込日との間は、中4営業日以上空けるものとする。ただし、第三者割当てにより発行された非上場新株予約権付社債の場合で、元利金の受領先が元利払いの日程を把握している場合には、元利払期日と払込期日との間を中3営業日まで短縮することが可能である。	※ 元利払日程通知の配信の都合上、元利払期日と払込日との間は、中4営業日以上空けるものとする。ただし、第三者割当てにより発行された非上場新株予約権付社債の場合で、元利金の受領先が元利払いの日程を把握している場合には、元利払期日と払込期日との間を中3営業日まで短縮することが可能である。	1.(1)備考
2	3	2	4	変更	※ プットオプション行使期間終了日と繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)との間は、中1営業日以上空けるものとする。	※ プットオプション行使期間終了日と繰上償還期日との間は、中1営業日以上空けるものとする。	1.(1)備考
3	3	3	10	変更	※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに、(新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知しなければならない。	※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに、(新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知しなければならない。	第2 2. (1)備考
4	3	3	11	変更	取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。	取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。	第2 2. (2)
5	3	3	12	変更	機構は、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者及び発行者(株主名簿管理人)に通知する。	機構は、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者及び発行者(株主名簿管理人)に通知する。	第2 2. (4)
6	3	3	12	変更	新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第2 2. (4)b(a)
7	3	3	12	変更	新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者の確定日(全部取得日の前営業日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者の確定日(全部取得日の前営業日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	第2 2. (4)b(b)
8	3	3	20	変更	※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前までに)機構に通知する。	※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに)機構に通知する。	第2 3. (1)備考
9	3	3	20	変更	※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権付社債の無償割当てを行う際には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書(会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用)」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式(ST80-06)を参照。	※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権付社債の無償割当てを行う際には、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書(会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用)」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式(ST80-06)を参照。	第2 3. (1)備考
10	3	3	21	変更	※ 発行者は、新株予約権付社債の無償割当ての発行決議後、速やかに(株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知する。	※ 発行者は、新株予約権付社債の無償割当ての発行決議後、速やかに(株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知する。	第2 3. (1)備考
11	3	3	22	変更	※ 発行者は、合併等の基準日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前までに)機構に通知する。	※ 発行者は、合併等の基準日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに)機構に通知する。	第2 4. (1)備考
12	3	3	23	変更	合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、消滅会社等銘柄である振替株式の株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該銘柄情報ファイルを作成する。	合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、消滅会社等銘柄である振替株式の株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該銘柄情報ファイルを作成する。	第2 4. (2)
13	3	3	24	変更	※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前までに)機構に通知する。	※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに)機構に通知する。	第2 5. (1)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
14	3	3	25	変更	取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までの午後0時30分までに機構に対し、Target保振サイトにCSVファイルアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。	取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までの午後0時30分までに機構に対し、Target保振サイトにCSVファイルアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。	第2 5. (2)
15	3	4	1	変更	※ 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替をしない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。 ① 機構加入者が新株予約権付社債数申告を行う日の翌営業日が新設合併又は株式移転の場合における効力発生日であるときに、その日(新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。) ② 元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日 ③ 満期償還日(当該満期償還日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日) ④ 繰上償還日(当該繰上償還日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)及びその前営業日(ブットオプションが付されている銘柄を有する加入者がブットオプションを行使していない場合を除く。)	※ 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替をしない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。 ① 機構加入者が新株予約権付社債数申告を行う日の翌営業日が新設合併又は株式移転の場合における効力発生日であるときに、その日(新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。) ② 元利払期日の前営業日 ③ 満期償還日 ④ 繰上償還日及びその前営業日(ブットオプションが付されている銘柄を有する加入者がブットオプションを行使していない場合を除く。)	第1 3. (1)備考
16	3	5	3	変更	機構は、機構間与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日までの間に、「元利払日程通知」を通知する。	機構は、機構間与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日までの間に、「元利払日程通知」を通知する。	2. (1)
17	3	5	3	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時	元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時	2. (1)b(a)
18	3	5	3	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日の午前7時から午後8時	元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前7時から午後8時	2. (1)b(b)
19	3	5	3	変更	※ 元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)と元利払期日の間は、元利払日程通知の配信の都合上、中6営業日以上空けるものとする。	※ 元利払期日と元利払期日の間は、元利払日程通知の配信の都合上、中6営業日以上空けるものとする。	2. (1)備考
20	3	5	3	変更	※ 元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)前5営業日以内に、振替新株予約権付社債の全部取得日が設定される場合には、それ以降、当該元利払期日に係る「元利払日程通知」は、送信しない。	※ 元利払期日前5営業日以内に、振替新株予約権付社債の全部取得日が設定される場合には、それ以降、当該元利払期日に係る「元利払日程通知」は、送信しない。	2. (1)備考
21	3	5	4	変更	担保受入機構加入者(新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、機構が定める者をいう。以下同じ。)は、機構に対し、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日の午後4時から午後8時までの間に、(1)で通知された振替新株予約権付社債のうち、担保差入機構加入者(担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。)から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイル入力)により以下の事項「加入者別担保受入データ」を通知する。	担保受入機構加入者(新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、機構が定める者をいう。以下同じ。)は、機構に対し、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後4時から午後8時までの間に、(1)で通知された振替新株予約権付社債のうち、担保差入機構加入者(担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。)から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイル入力)により以下の事項「加入者別担保受入データ」を通知する。	2. (2)
22	3	5	4	変更	機構は、(1)で通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日に元利払の対象となる振替新株予約権付社債の金額について、以下の事項「元利払対象残高データ」を通知する。	機構は、(1)で通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日に元利払の対象となる振替新株予約権付社債の金額について、以下の事項「元利払対象残高データ」を通知する。	2. (3)
23	3	5	4	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の午前3時から午後8時	元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前3時から午後8時	2. (3)b(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
24	3	5	4	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の午前7時から午後8時	元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前7時から午後8時	2.(3)b(b)
25	3	5	4	変更	※ 機構は、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日から起算して2営業日前の日の振替終了時点(午後3時30分)における振替口座簿の記録に「加入者別担保受入データ」の記録を加算して、「元利払対象残高データ」を作成する。	※ 機構は、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の振替終了時点(午後3時30分)における振替口座簿の記録に「加入者別担保受入データ」の記録を加算して、「元利払対象残高データ」を作成する。	2.(3)備考
26	3	5	5	変更	機構加入者は、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日に、機構から通知を受けた元利払対象残高について、「課税情報申告データ」を通知する。	機構加入者は、元利払期日の前営業日に、機構から通知を受けた元利払対象残高について、「課税情報申告データ」を通知する。	2.(4)
27	3	5	5	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の日の午前3時から午前11時	元利払期日の前営業日の日の午前3時から午前11時	2.(4)b(a)
28	3	5	5	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の日の午前7時から午前11時	元利払期日の前営業日の日の午前7時から午前11時	2.(4)b(b)
29	3	5	5	変更	※ 利払期日(当該利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の午前11時までに「課税情報申告データ」が機構に通知されない場合には、機構は、一律、税区分85(口座管理機関源泉徴収分)として国税額、国税引後利金請求額を計算する。	※ 利払期日の前営業日の午前11時までに「課税情報申告データ」が機構に通知されない場合には、機構は、一律、税区分85(口座管理機関源泉徴収分)として国税額、国税引後利金請求額を計算する。	2.(4)備考
30	3	5	6	変更	機構は、(4)の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額(以下「元利金請求額」という。)を確定し、機構加入者及びその資金決済会社及び支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に、ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)により以下の事項「元利金請求データ」を通知する。	機構は、(4)の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額(以下「元利金請求額」という。)を確定し、機構加入者及びその資金決済会社及び支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に、ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)により以下の事項「元利金請求データ」を通知する。	2.(5)
31	3	5	6	変更	支払代理人は、機構から通知される「元利金請求データ」のうち、特定の銘柄について個別承認方式(支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。)に変更する必要がある場合には、機構に対し、連絡を行ったうえで、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に統合Web端末により、「元利金請求内容承認可否通知」にて銘柄コードを通知する。	支払代理人は、機構から通知される「元利金請求データ」のうち、特定の銘柄について個別承認方式(支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。)に変更する必要がある場合には、機構に対し、連絡を行ったうえで、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に統合Web端末により、「元利金請求内容承認可否通知」にて銘柄コードを通知する。	2.(6)
32	3	5	7	変更	機構は、元利金の支払方法を個別承認方式に変更する旨の通知を受けた場合には、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日に機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、以下の事項「元利金請求内容確定通知」を通知する。	機構は、元利金の支払方法を個別承認方式に変更する旨の通知を受けた場合には、元利払期日の前営業日に機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、以下の事項「元利金請求内容確定通知」を通知する。	2.(7)
33	3	5	7	変更	元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の日の午後4時から午後8時	元利払期日の前営業日の日の午後4時から午後8時	2.(7)b
34	3	5	7	変更	機構は、(6)の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元利金請求額を再度算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日の午後5時から午後8時までの間にファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)により(5)の事項を通知する。	機構は、(6)の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元利金請求額を再度算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後5時から午後8時までの間にファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)により(5)の事項を通知する。	2.(8)
35	3	6	1	変更	支払代理人は、発行者が振替新株予約権付社債に付されたコールオプション(発行者がその意思表示により、振替新株予約権付社債の繰上償還(振替新株予約権付社債の銘柄の払込日翌日から償還期日(当該償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前日)までにおいて、発行総額(償還済みの額を除く。)を償還する償還方法をいう。以下同じ。)をすることができる権利をいう。以下同じ。)の行使により振替新株予約権付社債を抹消しうるときは、発行者がコールオプションの行使の決定をした日以降、速やかに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより以下の事項を通知する。	支払代理人は、発行者が振替新株予約権付社債に付されたコールオプション(発行者がその意思表示により、振替新株予約権付社債の繰上償還(振替新株予約権付社債の銘柄の払込日翌日から償還期日の前日)までにおいて、発行総額(償還済みの額を除く。)を償還する償還方法をいう。以下同じ。)をすることができる権利をいう。以下同じ。)の行使により振替新株予約権付社債を抹消しうるときは、発行者がコールオプションの行使の決定をした日以降、速やかに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより以下の事項を通知する。	1.(1)
36	3	6	1	変更	※ 利払日より後に繰上償還期日を設定する場合には、利払日(当該利払日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)と繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)を中6営業日空けて設定しなければならない。	※ 利払日より後に繰上償還期日を設定する場合には、利払日と繰上償還期日を中6営業日空けて設定しなければならない。	1.(1)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
37	3	6	2	変更	※ ブットオプションの行使に係る行使期間満了日と繰上償還期日(当該繰上償還期日期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)との間は、中1営業日空けるものとする。	※ ブットオプションの行使に係る行使期間満了日と繰上償還期日との間は、中1営業日空けるものとする。	2.(1)備考
38	3	6	2	変更	※ 繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)と満期償還期日(当該満期償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)との間は、中6営業日空けるものとする。	※ 繰上償還期日と満期償還期日との間は、中6営業日空けるものとする。	2.(1)備考
39	3	9	8	変更	① 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)及びその前営業日	① 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日及びその前営業日	4.(1)
40	3	9	8	変更	② 元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日	② 元利払期日の前営業日	4.(1)
41	3	9	9	変更	機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日までの間においては、新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを行わないこととする。	機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から(株主確定日が休日の場合は4営業日前の日から)株主確定日までの間においては、新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを行わないこととする。	4.(2)
42	3	10	1	変更	吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転完全親会社(以下「存続会社等」という。)が吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社(以下「消滅会社等」という。)の新株予約権付社債権者に対し、存続会社等の新株予約権付社債を交付(承継)する場合には、消滅会社等は、取締役会決議後、速やかに(合併等効力発生日(吸収合併等)がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この節において同じ。)の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日(当該確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、以下の事項をTarget保振サイトにより通知する。	吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転完全親会社(以下「存続会社等」という。)が吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社(以下「消滅会社等」という。)の新株予約権付社債権者に対し、存続会社等の新株予約権付社債を交付(承継)する場合には、消滅会社等は、取締役会決議後、速やかに(合併等効力発生日(吸収合併等)がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この節において同じ。)の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、以下の事項をTarget保振サイトにより通知する。	1.(1)
43	3	10	1	変更	消滅会社等の振替新株予約権付社債を存続会社等が承継するときには、存続会社等は、取締役会決議後、速やかに(吸収合併、吸収分割及び株式交換の場合は、合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日(当該確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、以下の事項をTarget保振サイトにより通知する。	消滅会社等の振替新株予約権付社債を存続会社等が承継するときには、存続会社等は、取締役会決議後、速やかに(吸収合併、吸収分割及び株式交換の場合は、合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日(当該確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、以下の事項をTarget保振サイトにより通知する。	1.(2)
44	3	10	2	変更	存続会社等の発行代理人は、発行者の取締役会決議後、速やかに(合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日(当該確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、存続会社等が交付(承継)する振替新株予約権付社債の銘柄情報をファイル伝送又はTarget保振サイトへのCSVファイルアップロードにより通知するとともに存続会社等の振替新株予約権付社債の発行要項をPDFの形式でTarget保振サイトにより通知する。	存続会社等の発行代理人は、発行者の取締役会決議後、速やかに(合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、存続会社等が交付(承継)する振替新株予約権付社債の銘柄情報をファイル伝送又はTarget保振サイトへのCSVファイルアップロードにより通知するとともに存続会社等の振替新株予約権付社債の発行要項をPDFの形式でTarget保振サイトにより通知する。	2.(1)
45	3	10	3	変更	※ 総新株予約権付社債権者通知日程案内とは別に、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して11営業日前の日にも、総新株予約権付社債権者通知に関する日程(取扱廃止事前通知)を通知する。	※ 総新株予約権付社債権者通知日程案内とは別に、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも、総新株予約権付社債権者通知に関する日程(取扱廃止事前通知)を通知する。	3.(2)a備考
46	3	10	7	変更	・新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・合併等効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	4.(4)a備考
47	3	10	7	変更	・新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	・合併等効力発生日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	4.(4)a備考
48	3	10	10	変更	新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して4営業日後の日(総新株予約権付社債権者通知日)の午前3時から午後8時	合併等効力発生日から起算して4営業日後の日(総新株予約権付社債権者通知日)の午前3時から午後8時	7.(3)b
49	3	10	14	変更	※ 元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日は、新規記録ができないため、発行代理人は、社債券の提出を受けた日から起算して5営業日後の日が元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日にあたる場合には、社債券の提出を受けた日から起算して6営業日後の日に資金振替済通知(新規記録)を機構に通知するものとする。	※ 元利払期日の前営業日は、新規記録ができないため、発行代理人は、社債券の提出を受けた日から起算して5営業日後の日が元利払期日の前営業日にあたる場合には、社債券の提出を受けた日から起算して6営業日後の日に資金振替済通知(新規記録)を機構に通知するものとする。	9.(2)e備考
50	3	12	2	変更	① 既に設定した新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前7営業日の期間	① 既に設定した新株予約権付社債権者確定日の前後7営業日の期間	1.(3)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
51	3	12	2	変更	② 取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価として振替株式が交付される場合は、当該振替株式に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日当日までの期間	② 取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価として振替株式が交付される場合は、当該振替株式に係る株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日当日までの期間	1. (3)
52	3	12	3	変更	新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日の午後4時まで	新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後4時まで	1. (4)b
53	3	12	4	変更	機構は、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったときは、総新株予約権付社債権者通知請求を受理したときは、総新株予約権付社債権者通知に係る日程案内(以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内」という。))を、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に機構加入者及び株主名簿管理人に対して通知する。 また、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったときは、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う(以下「取扱廃止事前通知」という。))。総新株予約権付社債権者通知日程案内)又は「取扱廃止事前通知」(以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内等」という。))を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。))。	機構は、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったときは、総新株予約権付社債権者通知請求を受理したときは、総新株予約権付社債権者通知に係る日程案内(以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内」という。))を、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に機構加入者及び株主名簿管理人に対して通知する。 また、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったときは、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、新株予約権付社債権者確定日の前営業日(当該新株予約権付社債権者確定日)の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う(以下「取扱廃止事前通知」という。))。総新株予約権付社債権者通知日程案内)又は「取扱廃止事前通知」(以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内等」という。))を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。))。	2. (1)
54	3	12	4	変更	※ 統合Web端末では、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者確定日の7ヵ月後の日までの間、照会することができる。	※ 統合Web端末では、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者確定日の7ヵ月後の日までの間、照会することができる。	2. (1)a(a)備考
55	3	12	5	削除	(削除)	新株予約権付社債権者確定日は暦日ベースで通知されるが、休日である場合には、その前営業日を新株予約権付社債権者確定日として取り扱う。以下同じ	2. (1)a(b)ア備考
56	3	12	6	変更	② 総新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日を過ぎた後又は総新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して11営業日前の日を過ぎた後に、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の追加が発生した場合	② 総新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日を過ぎた後又は総新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日を過ぎた後に、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の追加が発生した場合	2. (1)c
57	3	12	6	変更	機構は、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に直接口座管理機関(信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。))に対して「登録済加入者データ」を通知する。 機構は、「登録済加入者データ」により、直前の総新株予約権付社債権者通知(他の銘柄に係るものを含む。))に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して6営業日前)までの間(以下「通知対象期間」という。))に、直接口座管理機関から「加入者情報データ(新規登録)」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを直接口座管理機関に対して通知する。 機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。))。	機構は、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に直接口座管理機関(信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。))に対して「登録済加入者データ」を通知する。 機構は、「登録済加入者データ」により、直前の総新株予約権付社債権者通知(他の銘柄に係るものを含む。))に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して6営業日前)までの間(以下「通知対象期間」という。))に、直接口座管理機関から「加入者情報データ(新規登録)」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを直接口座管理機関に対して通知する。 機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。))。	2. (2)a
58	3	12	6	変更	※ 通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して6営業日前)までに「加入者情報データ(削除)」に基づき削除の旨の登録を行っているても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。	※ 通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日(今回の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して6営業日前)までに「加入者情報データ(削除)」に基づき削除の旨の登録を行っているても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。	2. (2)a備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
59	3	12	7	変更	<p>機構に対する加入者情報の通知漏れは、総新株予約権付社債権者通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。</p> <p>口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、新株予約権付社債権者確定日において通知新株予約権付社債権者となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報(変更も含む。)がある場合には、新株予約権付社債権者確定日(当該新株予約権付社債権者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに「加入者情報データ(新規登録)又は「加入者情報データ(変更)」等を通知しなければならない。</p> <p>なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、新株予約権付社債権者確定日に総新株予約権付社債権者通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を通知する。</p>	<p>機構に対する加入者情報の通知漏れは、総新株予約権付社債権者通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。</p> <p>口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、新株予約権付社債権者確定日において通知新株予約権付社債権者となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報(変更も含む。)がある場合には、新株予約権付社債権者確定日の前営業日までに「加入者情報データ(新規登録)又は「加入者情報データ(変更)」等を通知しなければならない。</p> <p>なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、新株予約権付社債権者確定日に総新株予約権付社債権者通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を通知する。</p>	2. (2)b
60	3	17	6	変更	<p>施行日前日までに機構に預託されていない社債券については、施行日以降、当該社債券の満期日又は繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の6営業日前まで、新株予約権付社債権者の申請により個別に移行を受け付けるものとする。</p>	<p>施行日前日までに機構に預託されていない社債券については、施行日以降、当該社債券の満期日又は繰上償還期日の6営業日前まで、新株予約権付社債権者の申請により個別に移行を受け付けるものとする。</p>	5. (1)
61	3	17	10	変更	<p>機構は、社債券の移行申請について、当該銘柄の元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の5営業日前の日から元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日までの間、受付を制限する。</p>	<p>機構は、社債券の移行申請について、当該銘柄の元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの間、受付を制限する。</p>	5. (8)
62	3	18	2	変更	<p>① 取得対価銘柄である振替株式に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日当日までの間</p>	<p>① 取得対価銘柄である振替株式に係る株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日当日までの間</p>	2. (2)

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	4	2	2	変更	※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知する。	※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに(割当基準日の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知する。	第1 1. 備考
2	4	2	2	変更	※ 発行者は、新株予約権の無償割当ての発行決議後、速やかに(株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知する。	※ 発行者は、新株予約権の無償割当ての発行決議後、速やかに(株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに)機構に通知する。	第1 1. 備考
3	4	2	2	変更	※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権の無償割当てを行う際には、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書(会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用)」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式(ST80-06)を参照。	※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権の無償割当てを行う際には、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書(会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用)」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式(ST80-06)を参照。	第1 1. 備考
4	4	2	2	変更	機構は、振替新株予約権の割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日(総株主通知日程案内)を機構加入者及び発行者(株主名簿管理人)に通知する。	機構は、振替新株予約権の割当基準日(株主確定日)の前営業日から起算して5営業日前の日(総株主通知日程案内)を機構加入者及び発行者(株主名簿管理人)に通知する。	第1 3.
5	4	2	3	変更	割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	割当基準日(株主確定日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	第1 3. (2)a
6	4	2	3	変更	割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権の割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から当該日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	割当基準日(株主確定日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権の割当基準日(株主確定日)の前営業日から起算して5営業日前の日から当該日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	第1 3. (2)b
7	4	2	3	変更	発行者は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日に、機構に対し、Target保振サイトにより、割当銘柄の割当てを受けない口座(加入者口座コード)及び対象銘柄の振替株式の数を通知する。	発行者は、株主確定日の前営業日に、機構に対し、Target保振サイトにより、割当銘柄の割当てを受けない口座(加入者口座コード)及び対象銘柄の振替株式の数を通知する。	第1 4.
8	4	2	4	変更	機構及び口座管理機関は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)に、次に掲げる振替株式について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき振替新株予約権の数を算出するものとする。	機構及び口座管理機関は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)に、次に掲げる振替株式について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき振替新株予約権の数を算出するものとする。	第1 5. (1)
9	4	2	6	変更	間接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)に、その直近上位機関に、新株予約権の効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権の数の合計数((2)bによりその顧客口に増加すべき数を除く。)を通知する。	間接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)に、その直近上位機関に、新株予約権の効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権の数の合計数((2)bによりその顧客口に増加すべき数を除く。)を通知する。	第1 5. (3)
10	4	2	6	変更	直接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)に当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。	直接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)に当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。	第1 5. (4)a(a)
11	4	2	6	変更	ファイル伝送 割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の午前3時から午後8時	ファイル伝送 割当基準日(株主確定日)の午前3時から午後8時	第1 5. (4)a(a)イ
12	4	2	6	変更	統合Web端末 割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の午前9時から午後8時	統合Web端末 割当基準日(株主確定日)の午前9時から午後8時	第1 5. (4)a(a)イ
13	4	2	6	変更	・割当基準日の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・新株予約権の効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	第1 5. (4)備考
14	4	2	6	変更	※ 割当基準日の翌営業日から起算して3営業日目以降は、割当て計算終了後のため、訂正不可となる。	※ 効力発生日の翌々営業日以降は、割当て計算終了後のため、訂正不可となる。	第1 5. (4)備考
15	4	2	7	変更	担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)に、機構に対し、自己口に係る新株予約権数申告として、以下の事項を通知する。	担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、新株予約権の割当基準日(株主確定日)に、機構に対し、自己口に係る新株予約権数申告として、以下の事項を通知する。	第1 5. (4)a(b)
16	4	2	7	変更	ファイル伝送 割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の午前3時から午後8時	ファイル伝送 割当基準日(株主確定日)の午前3時から午後8時	第1 5. (4)a(b)イ

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
17	4	2	7	変更	統合Web端末 割当基準日(株主確定日)(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の午前9時から午後8時	統合Web端末 割当基準日(株主確定日)の午前9時から午後8時	第1 5. (4)a(b)イ
18	4	2	11	変更	割当基準日の翌営業日から起算して3営業日後の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	新株予約権の効力発生日から起算して3営業日後の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時	第1 8. (3)b
19	4	5	7	変更	機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して3営業日前の日(非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日)から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。	機構は、株主確定日から起算して3営業日前の日(非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日)から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。	4.
20	4	5	7	変更	※ 機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して3営業日前の日(非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日)から株主確定日の間に新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、エラーとする。	※ 機構は、株主確定日から起算して3営業日前の日(非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日)から株主確定日の間に新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、エラーとする。	4. 備考

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	5	6	2	変更	発行者は、振替投資信託受益権の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに、併合の日(以下、併合日という。)の2週間前の日又は併合に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知(「第2節 発行者の決定事項等の通知」参照)する。	発行者は、振替投資信託受益権の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに、併合の日(以下、併合日という。)の2週間前の日又は併合に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知(「第2節 発行者の決定事項等の通知」参照)する。	1. (1)
2	5	6	3	変更	機構は、受益者確定日(併合日の前日)(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、「総受益者通知日程案内」を機構加入者及び投資信託受益権併合銘柄の受託会社に通知する。	機構は、受益者確定日(併合日の前日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、「総受益者通知日程案内」を機構加入者及び投資信託受益権併合銘柄の受託会社に通知する。	1. (3)
3	5	6	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時	1. (3)b(a)
4	5	6	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。	1. (3)b(b)
5	5	6	5	変更	・受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合には、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合には、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	1. (5)備考
6	5	6	5	変更	・株主確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	1. (5)備考
7	5	6	6	変更	直接口座管理機関は、機構からの(3)の「総受益者通知日程案内」に従い、受益者確定日(併合日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの投資信託受益権併合銘柄に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総受益者報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの(3)の「総受益者通知日程案内」に従い、受益者確定日(併合日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの投資信託受益権併合銘柄に係る情報を、併合日及びその翌営業日において、「総受益者報告データ」として機構に通知する。	1. (7)
8	5	6	6	変更	機構は、受益者確定日(併合日の前日)の翌々営業日に、併合日の前営業日における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、併合日の翌営業日に、併合日の前営業日における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	1. (8)a
9	5	6	7	変更	機構は、(8)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、併合日にその口座に投資信託受益権併合銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(8)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、併合日から起算して3営業日目の日に、併合日にその口座に投資信託受益権併合銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	1. (9)
10	5	6	7	変更	受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時	併合日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時	1. (9)b
11	5	6	8	変更	機構は、併合に係る受益者確定日(併合日の前日)における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、投資信託受益権併合銘柄の受託会社に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に「総受益者通知」を通知する。	機構は、併合に係る受益者確定日(併合日の前日)における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、投資信託受益権併合銘柄の受託会社に対し、併合日から起算して3営業日目の日に「総受益者通知」を通知する。	1. (10)
12	5	6	8	変更	機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	1. (11)a(a)
13	5	6	9	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	1. (11)a(b)
14	5	6	9	変更	口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	1. (11)b(a)
15	5	6	9	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(併合日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	1. (11)b(b)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
16	5	7	1	変更	従前の信託の振替投資信託受益権の発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに)、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	従前の信託の振替投資信託受益権の発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに)、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	1.(1)
17	5	7	2	変更	機構は、受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日案内を機構加入者及び受託会社へ通知する。	機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日案内を機構加入者及び受託会社へ通知する。	1(4)
18	5	7	2	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	1.(4)b(a)
19	5	7	2	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	1.(4)b(b)
20	5	7	4	変更	・ 株主確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・ 信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	1.(6)備考
21	5	7	4	変更	・ 株主確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	・ 信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	1.(6)備考
22	5	7	5	変更	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日案内に従い、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日案内に従い、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、信託併合効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	1.(8)
23	5	7	5	変更	機構は、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌々営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、信託併合効力発生日の翌営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	1.(9)a
24	5	7	6	変更	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	1.(10)
25	5	7	6	変更	受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	1.(10)b
26	5	7	7	変更	機構は、信託の併合に係る受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)における従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者について、受託会社に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	機構は、信託の併合に係る受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)における従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者について、受託会社に対し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	1.(11)
27	5	7	7	変更	機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	1.(12)a(a)
28	5	7	7	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	1.(12)a(b)
29	5	7	8	変更	口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。	1.(12)b(a)
30	5	7	8	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。	1.(12)b(b)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
31	5	10	1	変更	※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない	※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない	1. (1)備考
32	5	10	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前日から起算して7営業日前の日	受益者確定日の前日から起算して7営業日前の日	1. (3)b
33	5	10	3	削除	(削除)	※ 受益者確定日が休業日である場合には、当該休業日の前営業日が受益者確定日である場合と同じ通知時限とする。	1. (3)b備考
34	5	10	3	変更	※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。	※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。	1. (3)e備考
35	5	13	3	変更	機構は、受益者確定日(信託終了日)(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。	機構は、受益者確定日(信託終了日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。	第3 1. (3)
36	5	13	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	第3 1. (3)b(a)
37	5	13	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	第3 1. (3)b(b)
38	5	13	5	変更	(3)機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日(取扱廃止日の前日)(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。	(3)機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日(取扱廃止日の前日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。	第4.1.(3)
39	5	13	5	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	第4 1. (3)b(a)
40	5	13	5	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	第4 1. (3)b(b)
41	5	14	1	変更	機構は、振替投資信託受益権について新規記録を行った場合又は信託の併合により新たな銘柄の振替投資信託受益権について増加の記録をした場合には、発行者からの銘柄情報の通知に基づき、新規記録日又は受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌々営業日に、振替投資信託受益権の内容及び総口数を機構ホームページにおいて公示する。	機構は、振替投資信託受益権について新規記録を行った場合又は信託の併合により新たな銘柄の振替投資信託受益権について増加の記録をした場合には、発行者からの銘柄情報の通知に基づき、新規記録日又は信託併合効力発生日の翌営業日に、振替投資信託受益権の内容及び総口数を機構ホームページにおいて公示する。	1.

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	6	8	1	変更	発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日まで)に、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日まで)に、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	1. (1)
2	6	8	2	変更	機構は、受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日案内を機構加入者及び発行者に通知する。	1. (4)
3	6	8	2	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	1. (4)b(a)
4	6	8	2	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会が可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	1. (4)b(a)
5	6	8	4	変更	・ 受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・ 信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	1. (6)備考
6	6	8	4	変更	・ 受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	・ 信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	1. (6)備考
7	6	8	5	変更	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日案内に従い、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日案内に従い、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託併合効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	1. (8)
8	6	8	5	変更	機構は、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌々営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、信託併合効力発生日の翌営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	1. (9)a
9	6	8	6	変更	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通ずる。	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通ずる。	1. (10)
10	6	8	6	変更	受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	1. (10)b
11	6	8	7	変更	機構は、信託の併合に係る受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	機構は、信託の併合に係る受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	1. (11)
12	6	8	7	変更	機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	1. (12)a(a)
13	6	8	7	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	1. (12)a(b)
14	6	8	7	変更	口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	1. (12)b(a)
15	6	8	7	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	1. (12)b(b)
16	6	8	8	変更	発行者は、吸収信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託分割効力発生日の2週間前の日又は吸収信託分割に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日まで)に、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	発行者は、吸収信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託分割効力発生日の2週間前の日又は吸収信託分割に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日まで)に、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通ずる。	2. 第1(1)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
17	6	8	9	変更	機構は、受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	2. 第1(4)
18	6	8	9	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	2. 第1(4)b(a)
19	6	8	9	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	2. 第1(4)b(b)
20	6	8	11	変更	・受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・信託分割効力発生日及び信託分割効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	2. 第1(6)備考
21	6	8	11	変更	・受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	・信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	2. 第1(6)備考
22	6	8	12	変更	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの分割信託銘柄である振替受益権の数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌々営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの分割信託銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託分割効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	2. 第1(8)
23	6	8	12	変更	機構は、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌々営業日に、信託分割効力発生日の前日における分割信託銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、信託分割効力発生日の翌営業日に、信託分割効力発生日の前日における分割信託銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	2. 第1(9)a
24	6	8	13	変更	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に分割信託銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に分割信託銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	2. 第1(10)
25	6	8	13	変更	受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	2. 第1(10)b
26	6	8	13	変更	機構は、吸収信託分割に係る受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)における分割信託銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	機構は、吸収信託分割に係る受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)における分割信託銘柄の受益者について、発行者に対し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	2. 第1(11)
27	6	8	14	変更	機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	2. 第1(12)a(a)
28	6	8	14	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	2. 第1(12)a(b)
29	6	8	14	変更	口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	2. 第1(12)b(a)
30	6	8	14	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	2. 第1(12)b(b)
31	6	8	14	変更	発行者は、新規信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託分割効力発生日の2週間前の日又は新規信託分割に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	発行者は、新規信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに(信託分割効力発生日の2週間前の日又は新規信託分割に係る受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに)、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。	2. 第2(1)
32	6	8	16	変更	機構は、受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	2. 第2(4)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
33	6	8	16	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	2. 第2(4)b(a)
34	6	8	16	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。	2. 第2(4)b(b)
35	6	8	17	変更	・受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	・信託分割効力発生日及び信託分割効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	2. 第2(6)備考
36	6	8	17	変更	・受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	・信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	2. 第2(6)備考
37	6	8	19	変更	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及び翌々営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託分割効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。	2. 第2(8)
38	6	8	19	変更	機構は、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌々営業日に、信託分割効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	機構は、信託分割効力発生日の翌営業日に、信託分割効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。	2. 第2(9)a
39	6	8	19	変更	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。	2. 第2(10)
40	6	8	20	変更	受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで	2. 第2(10)b
41	6	8	20	変更	機構は、新規信託分割に係る受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	機構は、新規信託分割に係る受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。	2. 第2(11)
42	6	8	20	変更	機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加を記録する。	機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加を記録する。	2. 第2(12)a(a)
43	6	8	21	変更	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	2. 第2(12)a(b)
44	6	8	21	変更	口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。	2. 第2(12)b(a)
45	6	8	21	変更	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の翌営業日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時(午前9時)に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。	2. 第2(12)b(b)
46	6	12	1	変更	※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない。	※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない。	1. (1)備考
47	6	12	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前日から起算して7営業日前の日	受益者確定日の前日から起算して7営業日前の日	1. (3)b
48	6	12	3	削除	(削除)	※ 受益者確定日が休業日である場合には、当該休業日の前営業日が受益者確定日である場合と同じ通知時限とする。	1. (3)b備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
49	6	12	3	変更	※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。	※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。	1. (3)e備考
50	6	17	3	変更	機構は、受益者確定日(信託終了日)(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、受益者確定日(信託終了日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	第3 1. (3)
51	6	17	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	第3 1. (3)b(a)
52	6	17	3	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	第3 1. (3)b(b)
53	6	17	5	変更	機構は、受益者確定日(取扱廃止日の前日)(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	機構は、受益者確定日(取扱廃止日の前日)の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。	第4 1. (3)
54	6	17	5	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで	第4 1. (3)b(a)
55	6	17	5	変更	受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日(当該受益者確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。	第4 1. (3)b(b)

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	資料2-6-2	変更	(注1) 株式併合日の効力発生日の2週間前の日又は株式併合に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 株式併合日の効力発生日の2週間前の日又は株式併合に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	株式併合に係る標準処理日程(注1)
2	資料2-6-4	変更	(注1) 株式分割日の効力発生日の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 株式分割日の効力発生日の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	株式分割(増加比率が整数倍以外)に係る標準処理日程(注1)
3	資料2-6-5	変更	(注1) 株式分割日の効力発生日の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 株式分割日の効力発生日の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	株式分割(増加比率が整数倍)に係る標準処理日程(注1)
4	資料2-7-1	変更	(注1) 吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併期日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	吸収合併(非対等)に係る標準処理日程(注1)
5	資料2-7-2	変更	(注1) 新設合併期日の2週間前の日又は新設合併期日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 新設合併期日の2週間前の日又は新設合併期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	新設合併(非対等)に係る標準処理日程(注1)
6	資料2-7-3	変更	(注1) 吸収分割期日の2週間前の日又は吸収分割期日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 吸収分割期日の2週間前の日又は吸収分割期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	吸収分割に係る標準処理日程(注1)
7	資料2-7-4	変更	(注1) 新設分割期日の2週間前の日又は新設分割期日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 新設分割期日の2週間前の日又は新設分割期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	新設分割に係る標準処理日程(注1)
8	資料2-7-5	変更	(注1) 株式分配効力発生日の2週間前の日又は株式分配効力発生日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 株式分配効力発生日の2週間前の日又は株式分配効力発生日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	株式分配に係る標準処理日程(注1)
9	資料2-7-6	変更	(注1) 株式交換期日の2週間前の日又は株式交換期日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 株式交換期日の2週間前の日又は株式交換期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	株式交換(非対等)に係る標準処理日程(注1)
10	資料2-7-7	変更	(注1) 株式移転期日の2週間前の日又は株式移転期日に係る株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	(注1) 株式移転期日の2週間前の日又は株式移転期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで	株式移転(非対等)に係る標準処理日程(注1)
11	資料3-2-4	追加	*注3 ---- 期日及び償還日が休業日にあたる場合には、対象銘柄の契約において定められた日の前営業日から起算します	-	変更時に通知期限がある銘柄情報項目について
12	資料3-2-5	変更	○利払日より後に繰上償還期日が設定される場合には、利払日(当該利払日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)と繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)を中6営業日空けて設定する。	○利払日より後に繰上償還期日が設定される場合には、利払日と繰上償還期日を中6営業日空けて設定する。	銘柄情報の通知・提供に係る事務処理要領
13	資料3-2-5	変更	○コールオプション(一定の条件が生じた場合に新株予約権付社債の繰上償還が可能となる権利が会社に付与されているものを含む。)の行使により振替新株予約権付社債が繰上償還される場合において、行使期間終了日が繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日とならない場合には、行使期間終了日の変更を通知することが必要。この場合の通知は、コールオプションの行使をする場合の銘柄情報通知と同じファイルで通知する。	○コールオプション(一定の条件が生じた場合に新株予約権付社債の繰上償還が可能となる権利が会社に付与されているものを含む。)の行使により振替新株予約権付社債が繰上償還される場合において、行使期間終了日が繰上償還期日の前営業日とならない場合には、行使期間終了日の変更を通知することが必要。この場合の通知は、コールオプションの行使をする場合の銘柄情報通知と同じファイルで通知する。	銘柄情報の通知・提供に係る事務処理要領
14	資料3-2-5	変更	○行使期間終了日が繰上償還期日(当該繰上償還期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の前営業日となる場合には、通知は不要。	○行使期間終了日が繰上償還期日の前営業日となる場合には、通知は不要。	銘柄情報の通知・提供に係る事務処理要領
15	資料3-5-2	変更	※機構は、元利払処理日程を記した「元利払日程通知」を元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の5営業日前から2営業日前の日までの間、機構加入者及び支払代理人に対してファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。	※機構は、元利払処理日程を記した「元利払日程通知」を元利払期日の5営業日前から2営業日前の日までの間、機構加入者及び支払代理人に対してファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。	元利金支払い(処理イメージ)
16	資料3-5-3	追加	注1 元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日とする。	-	元利金支払いの処理フロー 備考
17	資料3-5-3	変更	注2 対象銘柄について個別承認に変更が必要な場合のみ通知する。	注1 対象銘柄について個別承認に変更が必要な場合のみ通知する。	元利金支払いの処理フロー 備考

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
18	資料3-5-3	変更	注3 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」の通知がなかった場合には、元利金請求内容確定通知を対象銘柄なしとして通知する。	注2 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」の通知がなかった場合には、元利金請求内容確定通知を対象銘柄なしとして通知する。	元利金支払いの処理フロー 備考
19	資料3-5-3	変更	注4 支払代理人より元利金請求内容承認可否通知が通知された場合のみ当該処理が行われる。	注3 支払代理人より元利金請求内容承認可否通知が通知された場合のみ当該処理が行われる。	元利金支払いの処理フロー 備考
20	資料3-9-2	追加	※1当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日とする	-	新株予約権行使の制限日の取扱い 特例新株予約権付社債の個別移行に関する業務フロー 2
21	資料3-17-1	変更	○機構は、元利払期日(当該元利払期日が休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日)の5営業日前から前営業日までの間は、移行申請を受け付けけないものとする。	○機構は、元利払期日の5営業日前から前営業日までの間は、移行申請を受け付けけないものとする。	
22	資料4-2-2	変更	(注1)上記は発行決議から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。 機構に対する決定事項の通知等は、取締役会決議後速やかに、かつ、割当基準日の2週間前まで又は割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までにを行う必要がある。	(注1)上記は発行決議から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。 機構に対する決定事項の通知等は、取締役会決議後速やかに、かつ、割当基準日の2週間前まで又は割当基準日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までにを行う必要がある。	無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、基準日設定公告を行う場合】(注1)
23	資料4-2-2	変更	(注5)自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに提出する。	(注5)自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日の前営業日までに提出する。	無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、基準日設定公告を行う場合】(注5)
24	資料4-2-3	変更	(注5)自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに提出する。	(注5)自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日の前営業日までに提出する。	【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、総株主通知の請求により株主確定日を定める場合】(注5)
25	資料4-5-3	変更	※ 機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して3営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。	※ 機構は、株主確定日から起算して3営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。	無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程振替新株予約権(上場新株予約権)行使の制限日の取扱い
26	資料4-5-3	変更	※ 機構は、株主確定日(当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日)から起算して2営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。	※ 機構は、株主確定日から起算して2営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。	無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程振替新株予約権(上場新株予約権)行使の制限日の取扱い